

計画作成年度	平成 2 1 年度
取組年度	平成 2 2 ～ 2 4 年度
計画見直年度	平成 2 4 年度
取組年度	平成 2 5 ～ 2 7 年度
計画見直年度	平成 2 7 年度
取組年度	平成 2 8 ～ 3 0 年度
計画見直年度	平成 3 0 年度
取組年度	令和 1 ～ 3 年度
計画見直年度	令和 3 年度
取組年度	令和 4 ～ 6 年度
計画見直年度	令和 6 年度
取組年度	令和 7 ～ 9 年度
計画主体	甲府市

甲府市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

甲府市産業部農林振興室就農支援課
山梨県甲府市増坪町 7 9 1 番 1 号
T E L 0 5 5 - 2 4 1 - 5 6 1 6
F A X 0 5 5 - 2 4 1 - 5 6 9 8

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

	獣 類	鳥 類
対 象 鳥 獣	イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ ニホンザル アライグマ ハクビシン アナグマ	ハシブトガラス ハシボソガラス ムクドリ オナガ スズメ
計 画 期 間	令和7年度～令和9年度	
対 象 地 域	山梨県甲府市	

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被 害 の 現 状		
	品 目	被害面積（h a）	被害金額（千円）
イノシシ	水 稲	0. 2 1 5	2 2 9
	豆 類	0. 0 0 2	2
	果 樹	0. 0 3 0	5 8
	野 菜	0. 0 0 3	4
	いも類	0. 0 0 3	3
ニホンジカ	水 稲	0. 0 2 1	3 1
	果 樹	0. 0 0 9	2 1
	野 菜	0. 0 2 3	3 3
アライグマ	果 樹	0. 1 8 2	6 2 3
	野 菜	0. 0 3 6	5 6
ハクビシン	果 樹	0. 1 0 4	1 9 5
	野 菜	0. 0 0 4	1 1
アナグマ	果 樹	0. 0 0 1	1 0
ハシブトガラス ハシボソガラス	果 樹	0. 0 6 4	1 5 2
	野 菜	0. 0 0 3	4
ヒヨドリ	野 菜	0. 0 3 5	7 0

(2) 被害の傾向

鳥獣の種類	被害地域	被害時期
イノシシ ニホンジカ	能泉・宮本・千代田・相川・ 里垣・甲運・中道・ 上九一色・羽黒	3月の播種期から11月の 収穫期まで
アライグマ ハクビシン アナグマ	能泉・宮本・千代田・相川・ 里垣・甲運・玉諸・山城・ 中道・上九一色・羽黒	通 年
ハシブトガラス ハシボソガラス ムクドリ オナガ スズメ	里垣・甲運・玉諸・中道	3月の播種期から11月の 収穫期まで
ニホンジカ	能泉・宮本・千代田・相川・ 里垣・甲運・中道・ 上九一色	通年（植林地等の林業被害）

(※) イノシシ・ニホンジカについては、年によって被害の増減はあるものの、被害面積及び被害金額は横ばいで推移している。状況として、水稻・野菜・いも類等への被害はこれまでの活動により減少傾向にある中で、中山間地における傾斜地での果樹（ブドウ）への被害が増加したことが要因と考えられる。

アライグマ・ハクビシン等の被害については、生息域の拡大により被害面積が増加するとともに、果樹（ブドウ）などの単価の高い作物への被害が引き続き増加傾向にあり、被害金額も高い値で推移している。

鳥類については、被害防除につながる有効な対策が難しい状況下で、地道な追い払い等の活動により、被害面積及び被害金額ともに減少傾向にある。しかし、開発などの影響による生息域の変化により、被害が増加に転じる恐れもあるため、その動向に注意し、活動を続けていく。

(※) 被害地域位置図参照：別添1

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
被害金額 (千円)	1, 5 0 2	1, 2 9 0
イノシシ	2 9 6	2 3 7
ニホンジカ	8 5	6 7
ツキノワグマ	目撃情報	被害を確認した場合は、速やかに捕獲し、被害を最小限に抑える
ニホンザル		
アライグマ ハクビシン アナグマ	8 9 5	8 0 5
ハシブトガラス ハシボソガラス ムクドリ オナガ スズメ	2 2 6	1 8 1

指 標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
被害面積 (h a)	0. 7 3 5	0. 6 0 4
イノシシ	0. 2 5 3	0. 2 0 2
ニホンジカ	0. 0 5 3	0. 0 3 7
ツキノワグマ	目撃情報	被害を確認した場合は、速やかに捕獲し、被害を最小限に抑える
ニホンザル		

アライグマ ハクビシン アナグマ	0. 3 2 7	0. 2 9 4
ハシブトガラス ハシボソガラス ムクドリ オナガ スズメ	0. 1 0 2	0. 0 7 1

(※) アライグマ・ハクビシン・アナグマ及びカラス類をはじめとする鳥類の被害については、被害が重複し発生することから獣種ごとの目標設定が困難なため合算の数値とする。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 甲府市鳥獣被害対策実施隊の整備と捕獲・駆除及び追払い活動の推進 ・ 捕獲・駆除による実績頭数及びそれに係る罠設置数に対する奨励補助金の交付 ・ 鳥駆除及び追い払い出労日数に対する奨励補助金の交付 ・ 協議会との連携による捕獲機材の選定・購入・整備及び実施隊（猟友会）への貸与 ・ 捕獲器材の取り扱いに対する安全講習会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施隊員の高齢化と、捕獲技能の継承 ・ より効果的な捕獲・駆除、また被害防除方法の確立 ・ 市街化の進展に伴い、鳥駆除・追い払いに対する銃器の使用の制限による活動区域の制限 ・ 捕獲活動に対する実施隊員の安全啓発と資質向上

<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 帯那地区（千代田） 7.424km設置 (平成27年度より着工、「県営土地改良事業（帯那棚田の里地区）」で設置) ・ 電気柵を設置した個人及び団体に対し、設置費の1/2額を補助（10万円を補助限度額とする） ・ 防鳥網を設置した個人及び団体に対し、設置費の1/2額を補助（3万円を補助限度額とする） ・ 金網網（ワイヤーメッシュ）を設置した個人及び団体に対し、設置費の1/2額を補助（5万円を補助限度額とする） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況に合わせた施工範囲の拡大分を含め、令和6年度発注工事をもって、帯那地区（千代田）での設置は完了するが、今後は、地域ぐるみの保全管理が課題 ・ 鳥獣被害が深刻な他の地区においても、効果的な被害防止対策（鳥獣害防止柵の設置等）が必要 ・ より効果のある被害防止技術に関する知識の普及と、被害防除施設の設置の推奨 ・ 新しい被害防除施設の選抜と導入の検討
<p>生息環境管理その他の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害の把握のための現場確認 ・ 放任果樹の除去及び圃場への農作物廃棄などの回避 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害に対する対象鳥獣の特定と、その生息区域の把握 ・ 対象鳥獣の生態動向の把握 ・ 耕作放棄地の拡大

（5）今後の取組方針

① 組織体制の整備

被害の軽減を目指し、現在設置している協議会の活動をより展開させ、捕獲・駆除に対する実施隊のさらなる技能向上を図るとともに、目標達成に向け各関係機関との連携を図る。

② 取組内容

1) 個体数調整・有害鳥獣捕獲

- ・ 捕獲機材については消耗品であるため順次整備を行うとともに、近年アライグマ・ハクビシン等による被害が増加していることから、より効果の高い小型獣の捕獲機材の整備の充実を図る。
- ・ 実施隊員の高齢化が年々進むことから、ICT機器の活用及び捕獲の担い手確保、人材の育成に取り組むなど捕獲体制の整備・充実を図る。

2) 被害防除

- ・ 広域的な鳥獣害対策については、様々な検討課題があり困難が予測されるが、今後の被害状況や被害動向等を見ながら、地域の実情に合った効果的な対策に向けて、具体的に地元との協議を行っていく。
また、現在被害を事前に防止するための自衛手段として、市の補助事業である防鳥網及び電気柵・防護柵（ワイヤーメッシュ）の設置を引き続き推進するとともに、電気柵設置の際の感電防止にあたっての注意看板の設置等、安全確保に対する指導を合わせて行う。
- ・ 鳥害に関しては、追い払いが主な活動となるため、地域住民の協力のもと継続して実施していく。
- ・ ICTなどの新たな防除技術に関しては、情報の収集及び実施隊の協力のもと協議・試行を行うとともに、導入を積極的に検討していく。
- ・ 情報の共有化や被害状況の実態を把握するため、センサーカメラ等の利用により、被害状況把握に取り組み、適切な防除を迅速に対応していく。
- ・ 鳥獣害防止柵の設置後の保全管理を目的とする点検活動については、地元の農業者をはじめとする地域ぐるみでの取組を促進し、管理体制の構築を支援していく。

3) 生息環境管理

- ・ 放任果樹等の除去及び被害を受けた農作物を畑に放置しないよう指導する。
- ・ 被害発生に対し、センサーカメラによる対象鳥獣の生息・生態調査を実施し、獣種の確定とそれに伴うより効果の高い対応につなげていく。
- ・ GISによる被害発生地点分布図の作成を行い、対象鳥獣の生態動向を可視化し、状況把握と地域でより効果的な対策を講じる。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

本市における捕獲・駆除体制

平成28年度より設置された甲府市鳥獣被害対策実施隊において、地元猟友会分会長の推薦のもと、令和5年度には62名の対象鳥獣捕獲員が実施隊員として任命されている。また、狩猟免許を所持するが経験の少ない者（狩猟者登録が継続して3年未満の者）は捕獲に協力する捕獲従事者として登録されている。（令和5年度は10名）

これら甲府市鳥獣被害対策実施隊のメンバーを中心に、有害鳥獣を捕獲するための罠の設置から見回り、鳥の追い払いを含めた捕獲・駆除を行っている。

また、実施隊が管轄する区域外で被害が発生した場合は、市と実施隊で調整し、対応している。

管理捕獲における追い囲み（巻き狩り）での捕獲・駆除を実施する際はライフル銃等を所持し、有害捕獲においてもイノシシ及びニホンジカを罠等で捕獲する際、安全面を考慮しライフル銃等での止め刺しを行う場合がある。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
7	イノシシ ニホンジカ	・捕獲・駆除用の機材の整備として箱わな（捕獲檻）、くくりわなの購入
	ツキノワグマ ニホンザル	・従来の専用の捕獲檻を使用し、地元猟友会と協力し、捕獲・駆除を実施（ツキノワグマに関しては、捕獲後は原則放獣とする）
	アライグマ ハクビシン アナグマ	・捕獲・駆除用の機材の整備として箱わな（小）の購入
	ハシブトガラス ハシボソガラス ムクドリ オナガ スズメ	・追い払いを中心とした早朝の駆除活動を実施
8	々	々
9	々	々

(※) ツキノワグマについては、捕獲後の対応は原則『放獣』とする。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>捕獲計画数については、山梨県第2種特定鳥獣管理計画（イノシシ・ニホンジカ）との整合性を図る中で、鳥類も含め過去3年間の捕獲実績（イノシシ・ニホンジカを除く）の平均値を基本とし、直近の年度の捕獲数を考慮した値とする。</p> <p>イノシシについては、里山に生息するイノシシを捕獲し限りなく0に近づける。なお、今後の捕獲状況等により以後の捕獲計画数にも変更が考えられる。</p>

① 過去の捕獲実績（令和3年度～令和5年度）

対象鳥獣	捕獲頭数等		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ	有害捕獲 57頭 管理捕獲 62頭	有害捕獲 72頭 管理捕獲 76頭	有害捕獲 95頭 管理捕獲 100頭
ニホンジカ	有害捕獲 146頭 管理捕獲 202頭	有害捕獲 150頭 管理捕獲 217頭	有害捕獲 131頭 管理捕獲 200頭
アライグマ	18頭	36頭	40頭
ハクビシン	10頭	8頭	9頭
アナグマ	24頭	19頭	36頭
ハシブトガラス ハシボソガラス	63羽	66羽	60羽
ムクドリ	9羽	2羽	5羽
オナガ	0羽	0羽	0羽
スズメ	0羽	4羽	0羽

② 捕獲計画（令和7年度～令和9年度）

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	有害捕獲 90頭 管理捕獲 100頭	有害捕獲 90頭 管理捕獲 100頭	有害捕獲 90頭 管理捕獲 100頭
ニホンジカ	有害捕獲 160頭 管理捕獲 200頭	有害捕獲 160頭 管理捕獲 200頭	有害捕獲 160頭 管理捕獲 200頭
アライグマ	50頭	50頭	50頭
ハクビシン	10頭	10頭	10頭
アナグマ	30頭	30頭	30頭

ハシブトガラス ハシボソガラス	60羽	60羽	60羽
ムクドリ	10羽	10羽	10羽
オナガ	2羽	2羽	2羽
スズメ	5羽	5羽	5羽

<p>捕獲等の取組内容</p> <p>・捕獲・駆除の取組</p> <p>① 実施隊が管轄する被害発生地域（イノシシ・ニホンジカ・アライグマ・ハクビシン・アナグマ・鳥類等）</p> <p> 獣類は、箱わな・くくりわなを使用し、止め刺し時のみ必要に応じてライフル銃を使用。ただし、個体数の増加により農作物への著しい被害が予測される場合は、許可条件により管理捕獲において追い囲みでの捕獲・駆除も可能とする。</p> <p> 鳥類に関しては、早朝2時間程度の出労を基本とする駆除・追い払いとする。</p> <p>② 実施隊が管轄する外の新たな被害発生地域（アライグマ・ハクビシン等）</p> <p> 農家からの被害報告等の情報をもとに、市と実施隊で調整し、有害捕獲を行う。</p> <p>・前年度の被害及び捕獲状況等によっては、有害捕獲及び管理捕獲を併用する中で、取り組みを行う。</p>

(※) 有害捕獲：対象鳥獣は農作物への加害鳥獣で、被害の報告を受け、実施隊の対象鳥獣捕獲員が捕獲・駆除を行うもの。

また、実施隊の管轄外の被害発生地域においては、市と実施隊で調整し、捕獲・駆除を行うもの。

(※) 管理捕獲：市及び県が実施する個体数調整のため捕獲・駆除を行うもの。

<p>ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容</p> <p>個体数の増加や被害が著しい場合は、許可条件（猟期前後の1ヶ月の間を目安等）により管理捕獲において追い囲みでの捕獲・駆除が可能となる場合は、その活動にあたってはライフル銃等による捕獲を実施する。</p>

また、有害捕獲においてもイノシシ及びニホンジカを罠等で捕獲する際、安全面を考慮しライフル銃での止め刺しを行う場合がある。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
甲府市	アライグマ、ハクビシン、アナグマ

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 鳥獣害防止柵の整備計画

帯那地区（千代田）においては、「県営土地改良事業（帯那棚田の里地区）」の中で整備しており、被害状況に合わせた施工範囲の拡大分を含め、令和6年度発注工事をもって完了する。

引き続き、中道南地区において、新規土地改良事業を導入した農業生産基盤と鳥獣害防止柵の一体的整備に着手し、効果的かつ効率的な鳥獣害対策を推進していく。

また、他の地区も同様に、被害地域周辺だけの鳥獣害防止柵の整備では、被害の軽減にはつながらないため、広域的な設置の検討が必要となる。鳥獣害防止柵の整備済地域における被害状況及び対象鳥獣の生態動向等から、その成果を検証した上で、地域の実情に合った効果的な対策の立案に向けて、具体的に地元と協議していく。

(2) 鳥獣害防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ ニホンジカ	農業者を中心とした地域ぐるみによる適正な保全管理の実施に向けて、その必要性の意識づけや地元管理組織の発足等を継続して支援していく。		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取 組 内 容
7	イノシシ ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の農家を対象とし、自己防衛のための電気柵及び防護柵（ワイヤーメッシュ）の設置を推進する。 ・放任果樹等の除去及び被害を受けた農作物を畑に放置しないよう指導する。 ・被害状況調査を行い情報の収集に取り組む。
	ツキノワグマ ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> ・放任果樹等の除去及び被害を受けた農作物を畑に放置しないよう指導する。 ・被害状況調査を行い情報の収集に取り組む。
	アライグマ ハクビシン アナグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物を畑に放置しないよう指導する。 ・被害状況調査を行い情報の収集に取り組む。
	ハシブトガラス ハシボソガラス ムクドリ オナガ スズメ	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の農家を対象とし、自己防衛のための防鳥網の設置補助を推進する。 ・果樹の収穫時期に早朝2時間の範囲で銃器による追い払いを行う。 ・被害を受けたもの及び収穫を行わない農作物を畑に放置しないよう指導する。 ・被害状況調査を行い情報の収集に取り組む。
8	々	々
9	々	々

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役 割
警察署	被害状況等の把握・周辺警備・対象鳥獣の搜索
市（林政課）	被害状況等の把握・対象鳥獣の搜索
猟友会（実施隊）	対象鳥獣の搜索・捕獲・駆除

(2) 緊急時の連絡体制

対象鳥獣出沒・緊急時への対処：別添2

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲物等は、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないよう山野に放置することなく埋設など適切な方法で処理を行う。
また、アライグマ・ハクビシン・アナグマについては埋設もしくは焼却処分、ツキノワグマについては放獣とする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

イノシシ・ニホンジカについて、市内にある個人の食肉処理加工施設（ジビエMatsumoto／甲府市国玉町328-3）において、加工施設主と対象区域の実施隊とで協議・決定した「ジビエ供給に関する引き取り条件」（別添3）を満たした個体については、「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針」及び「シカ肉の衛生及び品質の確保に関するガイドライン」に基づき適正に処理し、食品・ペットフード・角製品等としてジビエ利用する。
また、処理加工施設主に対して加工に携わる者としての資質向上を目的とする研修の参加への情報共有を行うとともに、捕獲者に対して「ジビエ供給に関する引き取り条件」の順守を指導・徹底する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	甲府市鳥獣害防止対策協議会
構成機関の名称	役 割
<p>山梨みらい農業協同組合 (本所 営農販売部)</p> <p>笛吹農業協同組合 ・ 中道北支所 (対象地域は中道地区全 域)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各地域での有害鳥獣による被害状況及び出没状況等の情報の把握に努めるとともに、その情報を市に伝える。 ・ 防鳥網及び電気柵・防護柵(ワイヤーメッシュ)の設置等を推進するとともに、被害果樹等を畑に放置しないよう指導する。
<p>峡中地区猟友会各分会</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 御岳分会 ・ 千代田分会 ・ 相川分会 ・ 里垣分会 ・ 甲運分会 ・ 玉諸分会 ・ 中道分会 (上九一色含む) ・ 羽黒分会 ・ 山城分会 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民および市からの要請(指示)により捕獲・駆除を実施する。 ・ 甲府市鳥獣被害対策実施隊として隊員(対象鳥獣捕獲員)による捕獲・駆除・追い払いを実施する。また、鳥獣の生息状況など現場で把握した情報の提供を行う。 ・ 捕獲の担い手確保及び人材の育成に取り組むなど捕獲体制の充実を図る。
<p>ジビエM a t s u m o t o</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲従事者が処理加工施設に搬入する捕獲個体の確認を行う。
<p>中北農務事務所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業推進に関する支援・助言を行う。
<p>中北林務環境事務所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業推進に関する支援・助言を行う。
<p>山梨森林管理事務所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業推進に関する支援・助言を行う。
<p>甲府市農業委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各地域の被害状況の把握を行う。
<p>鳥獣害防止技術指導員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業に対して適切な指導・助言を行う。
<p>甲府市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協議会の運営及び被害状況等の取りまとめを行う。 ・ 新たな事業導入等について検討を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
山梨県総合農業技術センター	対象鳥獣の生態等に関する助言及び事業推進に関する助言を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

・平成28年4月設置 ・隊員定数 70名以内 ・対象鳥獣捕獲員による捕獲・駆除・追い払いの実施

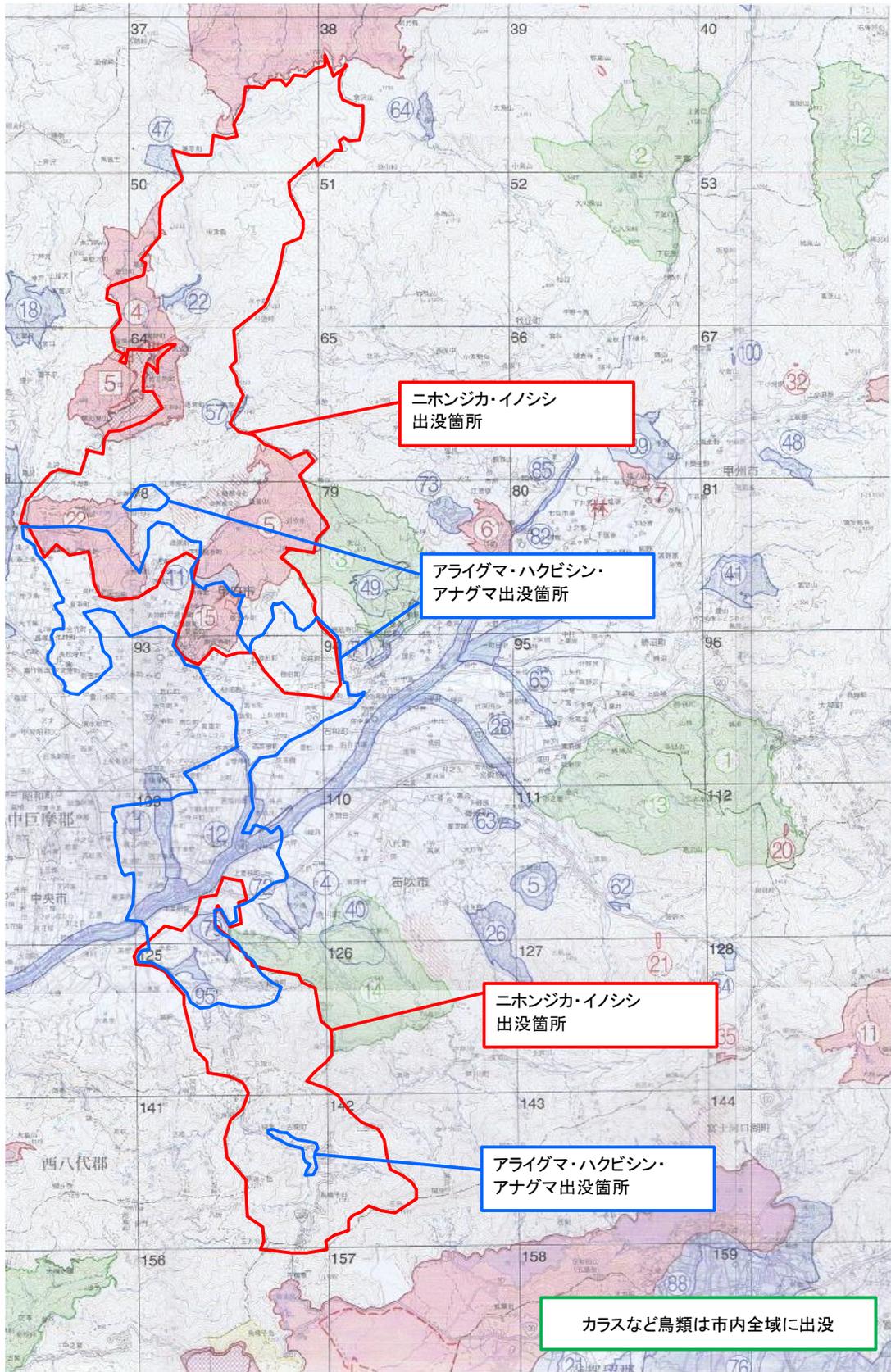
(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

その他の被害防止施策の実施にあたっては、関係機関等と協議・検討を行う。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

その他必要な被害防止対策に関しては、随時協議会で協議・検討を行う。

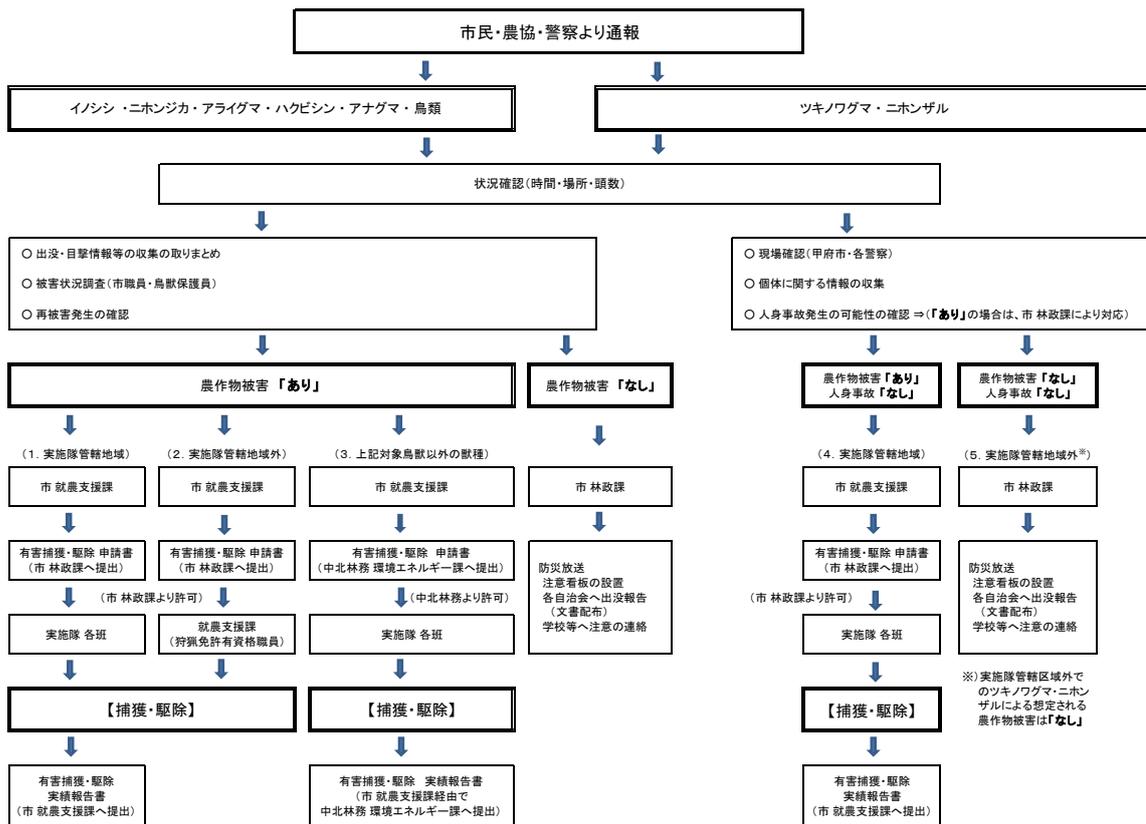
被害地域位置図



対象鳥獣出没・緊急時への対処

(1) イノシシ・ニホンジカ・アライグマ・ハクビシン・ツキノワグマ・ニホンザル・アナグマ・鳥類の対応（出没・目撃・人身被害）

地域住民・農協・警察等から出没情報があつた場合、住所・氏名・鳥獣名・出没(箇所・状況・時間)などを明記し、以下の手順により対応する。



●市街地や人身被害があつた場合の対応（銃器等）

- 県 中北林務環境事務所と協議。
担当：環境エネルギー課 TEL 0551-23-3087
- 各所轄警察署（担当 生活安全課） TEL 055-232-0110（甲府警察署）
TEL 055-243-0110（南甲府警察署）

注意
 ○ イノシシのくくり罠に、クマが掛つた場合の対応について（麻酔・搬送業務）
 放獣場所については、市が特定し連絡を行う。（鳥獣保護区のため、市有林へ放獣）
 麻酔の作業については、下記連絡先に依頼、申請手続きを行う。
 （連絡先） NPO法人 山梨ツキノワグマレスキュー 代表理事 清水邦彦
 TEL 0551-48-2977

（令和6年4月1日時点）

ジビエ供給に関する引き取り条件（平成30年7月9日確認）

- ① 捕獲個体を供給できるか、否かの判断はジビエとして食肉提供するという大前提として判断すること。
- ② 今年度の引き取り対象とする捕獲個体は、くくり罠で捕獲されたもののみとすること。（箱罠は不可。）
- ③ くくり罠による捕獲の中でも、個体の前足がかかったもののみとする。
- ④ 個体の引き取り場所を決めるにあたり、対象は有害捕獲のみとなるため、道路に近い場所を候補とすること。
- ⑤ 引き取り場所は解体処理施設から片道30分以内の場所とすること。
- ⑥ わなの巡回時間は日の出に近い早朝とし、引き取り、回収もあわせ早朝のうちに終了することができる時間とすること。
- ⑦ 供給できる個体は、巡回時に確認された当日捕獲されたもののみとすること。
- ⑧ 捕獲個体の止めを行う箇所は頭部のみとすること。
- ⑨ 血抜き作業に関しては、回収者による現地での実技講習を受け、その手順を遵守すること。（回収者の実技講習を受けた者からの指導も可とする。）
- ⑩ 止め、血抜きを行った個体を引き取り場所まで運ぶ際は、過度に傷つけないよう注意を怠ること。（状態によっては引き取り不可となる場合もある。）
- ⑪ 捕獲が同日に重複した場合は、連絡の早い方を優先とし回収し、処理施設までの到着時間が30分以内での回収が可能であれば、続けて引き取り・回収を行う。（原則、1日1個体の回収とする。）
- ⑫ 上記の条件以外の注意事項等が発生した場合は、適宜これに付け加えるものとする。